

[事案 26-7] 障害給付金支払等請求

・平成 26 年 7 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

約款規定の障害状態に該当せず、障害給付金が不支払いとなったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 8 月、自転車走行中に転倒し後遺障害が残ったので、募集人に説明したところ障害給付金の支払対象になると言われ、平成 14 年 8 月加入の傷害特約にもとづき、障害給付金の支払いを請求したが、約款所定の障害状態に該当しないとして支払いを受けられなかった。

しかしながら、募集人が支払対象になると説明したのであるから、障害給付金の支払い（主張①）、もしくは傷害特約を無効とし、同特約の既払込保険料を返還してほしい（主張②）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は約款所定の障害状態に該当せず、支払事由がない。
- (2) 傷害特約を付加するにあたって、募集人による誤説明や申立人に錯誤があった等の事情は判明していない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 本件障害状態の支払事由該当性について

- (1) 本約款の支払事由は、「被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内で、かつ、この特約の保険期間中に障害状態になったとき」であり、「障害状態」は別表に定められている。
- (2) 診断書によると、本件障害状態は頸椎の後遺障害を問題にするものと推測され、障害給付金が支払われるには、障害状態が「脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの」に該当する必要があるが、変形障害の記載、頸椎の自動運動範囲について可動域角度の記載から、本件障害状態はこれに該当しないので、約款所定の障害給付金支払事由に該当しないといえる。

2. 主張①について

- (1) 保険契約はいわゆる附合契約で、約款の記載にしたがって契約内容が定められ、本件障害状態に対して障害給付金が支払われるか否かは、約款の定めにより判断されるところ、約款規定の支払事由に該当しないことは上記 1. 記載のとおりである。
- (2) 募集人が支払い対象になると説明したか否かについては、当事者間に争いがあり真偽は明らかではないが、仮に誤説明があったとしても、募集人に約款を変更する権限はないので、申立人に、募集人が説明したとおりの請求権が認められるわけではない。
- (3) よって、障害給付金の支払いを求める申立人の主張は認められない。

3. 主張②について

傷害特約の付加などの法律行為が取消または無効となるためには、法律に定められた取消原因または無効原因が、契約時に存在する必要があるが、本契約加入時に、法律に定められた取消原因や無効原因があったと認めることはできないので、法的根拠が存在せず、既払込保険料を求める申立人の主張は認められない。